

平成25年2月定例会

請願・陳情参考資料

(平成25年2月25日)

危機管理局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年-19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の定期点検後の再稼働見合わせと3号機の建設凍結を求める意見書の提出について  米子市角盤町四の二一 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会 実行委員長 三村 清	<p>○島根原子力発電所1, 2号機の再稼働及び建設中の3号機の稼働については、国の責務として福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故原因を徹底的に究明し、原子力発電所の安全性の確保を責任を持って行うとともに、国民に対して分かりやすく説明するよう繰り返し強く要望してきた。</p> <p>現在、独立性の高い原子力規制委員会において、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓に基づき、新しい安全基準が検討されているが、国からの十分な説明がない状況。</p> <p>○国に対しては、次のとおり繰り返し強く要望してきた。</p> <p>【主な要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。 併せて、地方自治体、住民等が参加出来る法的な安全体制を検討し、整備すること。</li> <li>②原子力発電所の運転にあたっては、地方自治体の地域防災計画（原子力災害対策編）などの防災対策が整備されていることを確認すること。</li> </ul> <p>【時期】平成25年1/8 平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24 平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20</p> <p>○更に、本県同様の環境にある（原発周辺自治体）京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合や全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも國に次のような要望をしてきた。</p> <p>【主な要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所の安全基準を明確化すること。</li> <li>・地震や津波等の想定の見直しによる安全性を確保すること。</li> <li>・監視体制の強化と情報提供を徹底すること。</li> <li>・原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>○このような要望を受けて、原子力規制委員会設置法（原子力規制庁）、改正原子力災害特別措置法等が、9月19日に施行され、新たな原子力規制体</p>

制が整った。

【改正原子力災害対策特別措置法関係】

※原子力規制委員会設置法の施行と併せて、同日付けで改正原子力災害対策特別措置法及び同法施行令が施行され、鳥取県は、関係周辺県に位置づけられた。

※10月31日、原子力規制委員会は、福島事故の教訓、国会等の事故調査報告の指摘等を取り入れ、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急時防護措置準備区域（U P Z）における防護措置（屋内退避指示や安定ヨウ素剤配布など）の発動などを定めた「原子力災害対策指針」を決定（法定化）した。（更なる議論が必要な事項を検討課題）とした。)

→検討課題のうち、予防的防護措置を実施する（E A LやO I L）、緊急被ばく医療（スクリーニング、安定ヨウ素剤等）の在り方等に係る事項については、その検討結果がまとまったため、平成25年2月には原子力災害対策指針の改定が行われる見込み。

※実用発電用炉以外の原子力災害対策重点区域やP P Aの導入、新たな知見についてなどは今後さらに継続して検討し、逐次、改定される予定。

○中国電力に対しては、知事から、平成23年5月に山下社長（現会長）に対し、島根原子力発電所の安全対策等について直接文書で申し入れ、平成23年12月に、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」を締結した。

○ 11月1日、10月12日の県議会決議も踏まえ、知事、米子市長及び境港市長が、協定改定に係る申入れを社長を行い、11月20日に第1回目の協議会を開催し、立地県並みの協定改定に向けた協議を開始した。

【申し入れ項目】

- ①「計画等の報告」を「計画等に対する事前了解」に改めること。
- ②核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡を要する事項に、「核物質防護に関する輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報」を加えること。
- ③「現地確認」を「立入調査」に改めること。
- ④立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定を加えること。（新設）

※島根原子力発電所の再稼動、稼動についても伝えたところ。

・平成25年1月23日の第2回目の協議会では、現行の安全協定等の実効性を確保する観点から、協定の運用面等について確認した。